

利用料金のご案内
(1日あたり)

令和6年4月1日より
老人保健施設フレンド

《入所》 (介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額となります。以下に記載する利用料金は自己負担割合1割の額となります。)

要介護度	介護報酬施設サービス費 利用者負担分(非課税)	
	多床室	個室
要介護1	871円	788円
要介護2	947円	863円
要介護3	1,014円	928円
要介護4	1,072円	985円
要介護5	1,125円	1,040円

食事療養費および居住費(非課税)		
食費	1段階	300円
	2段階	390円
	3段階①	650円
	3段階②	1,360円
	4段階	1,690円
居住費		多床室 個室
	1段階	0円 490円
	2段階	370円 490円
	3段階	370円 1,310円
	4段階	377円 1,668円

介護報酬利用者負担分(非課税)	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 介護職員の総数のうち介護福祉士60%以上	18円
夜勤職員配置加算 夜勤帯(17時～9時)に入所者100人につき職員を5人配置した場合	24円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) 在宅復帰率が50%超などの在宅復帰・在宅療養支援指標の各評価項目に応じた値の合計が70以上の場合	51円
栄養マネジメント強化加算 管理栄養士が栄養マネジメントを行い、作成した栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回行い、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合	11円
自立支援促進加算 医師が入所者ごとに、自立支援のために必要な医学的評価を行い、自立支援の促進が必要な利用者ごとに、医師・看護師・介護職員・介護支援専門員等が共同して計画を策定、実施。少なくとも3ヶ月に一回見直し、医学的評価の結果等を厚生労働省に提出した場合	300円/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供に当たって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合 ※上記《科学的介護推進体制加算Ⅰ》40円/月 《科学的介護推進体制加算Ⅰ》に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報をすべて厚生労働省に提出し、また、認知症に係る情報についても必要に応じて提出した場合	60円/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 当月算定した法定給付サービス(加算を含む)の39/1000に相当する単位数	39/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 当月算定した法定給付サービス(加算を含む)の21/1000に相当する単位数	21/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算 当月算定した法定給付サービス(加算を含む)の8/1000に相当する単位数	8/1000
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 入所者ごとに、施設入所時又は利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3ヶ月に1回評価し、その評価結果等を厚生労働省に提出。評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師・看護師・管理栄養士・介護職員・介護支援専門員等が共同して褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施するとともに少なくとも3ヶ月に1回、褥瘡ケア計画を見直した場合	3円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 《褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)》の算定要件を満たし、入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がなかった場合	13円/月
排せつ支援加算(Ⅰ) 入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3ヶ月に1回、評価を行い、その評価等を厚生労働省に提出。その結果適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について医師・看護師・介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析、支援計画を作成し、少なくとも3ヶ月に1回、支援計画を見直した場合	10円/月
排せつ支援加算(Ⅱ) 《排せつ支援加算(Ⅰ)》の算定条件を満たし、要介護状態の軽減が見込まれる者について施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善し、施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去された場合。	15円/月

利用料金のご案内

(1日あたり)

令和6年4月1日より
老人保健施設フレンド

介護報酬利用者負担分(非課税)	
排せつ支援加算(Ⅲ)	20円/月
《排せつ支援加算(Ⅰ)》の算定条件を満たし、要介護状態の軽減が見込まれる者について施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない、又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去され、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合	
安全対策体制加算	20円
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所初日のみ)	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円/月
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月に2回以上実施し、介護職員に対し技術的助言及び指導、相談等に応じ、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合	
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100円/月
協力医療機関との間で、入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行った場合	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/月
《生産性向上推進体制加算(Ⅱ)》の要件を満たし、業務改善の取組による成果が確認され、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取組等を行い、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行った場合	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にを行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行った場合	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	53円/月
医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合(《口腔衛生管理加算(Ⅱ)》及び《栄養マネジメント強化加算》を算定していること)	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33円/月
医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円/月
第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の体制を確保し、協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の取り決めるとともに、感染症発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応し、医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加した場合	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5円/月
診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けた場合	
初期加算(Ⅰ)	60円
施設の空床情報について、地域医療情報連携ネットワーク等を通じ、地域の医療機関に定期的に情報共有をし、施設のウェブサイトにも定期的に公表するとともに、急性期医療を担う複数医療機関の入退院支援部門に対し、定期的に情報共有を行った場合(一般病棟への入院後30日以内に退院し入所した場合で入所日から30日以内のみ)	
初期加算(Ⅱ)	30円
入所日から30日以内のみ	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258円
入所後3ヶ月以内に短期集中的にリハビリを実施し、かつ、原則として入所時及び1ヶ月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直した場合	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	200円
入所後3ヶ月以内に短期集中的にリハビリを実施した場合	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240円
認知症であると医師が診断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断され、入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成し、入所後3ヶ月以内に集中的なリハビリを実施した場合(週に3日を限度)	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	120円
認知症であると医師が診断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断され、入所後3ヶ月以内に集中的なリハビリを実施した場合(週に3日を限度)	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480円
入所期間1ヶ月超見込みの方に、入所前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合(入所中に1回)	

利用料金のご案内

(1日あたり)

令和6年4月1日より
老人保健施設フレンド

介護報酬利用者負担分(非課税)	
入退所前連携加算(Ⅱ)	400円
入所期間1ヶ月超、指定居宅支援事業所に対し、文書による情報提供とサービスに関する調整を行った場合(退所日に1回)	
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500円
居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介し、診療情報心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合(退所日に1回)	
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円
医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合(退所日に1回)	
療養食加算	6円/食
管理栄養士または栄養士が医師の指示による治療食を提供した場合(1日につき3回を限度)	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140円
医師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講し、入所後1ヶ月以内にかかりつけ医に状況に応じて処方の内容を変更する可能性があることについて説明し同意を得て、入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価内容や入所時と退所時に変更がある場合は変更の経緯及び変更後の状態について、退所時又は退所1ヶ月以内に当該入所者のかかりつけ医に報告し、その内容を診療録に記載した場合(入所前に6種類以上の内服薬が処方されている方)	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70円
医師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講し、入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価内容や入所時と退所時に変更がある場合は変更の経緯及び変更後の状態について、退所時又は退所1ヶ月以内に当該入所者のかかりつけ医に報告し、その内容を診療録に記載した場合(入所前に6種類以上の内服薬が処方されている方)	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240円
《かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ又はロ》を算定し、服薬情報等を厚生労働省に提出した場合	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100円
《かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)》を算定し、退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少した場合	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480円
肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪の利用者に投薬・検査・注射・処置をした場合。1ヶ月に1回、連続する10日を限度(医師が感染症対策に関する研修を受講している場合)	
緊急時施設療養費	518円
症状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合(1ヶ月に1回、連続する3日を限度)	
若年性認知症入所者受入加算	120円
若年性認知症患者の受け入れた場合	
ターミナルケア加算(死亡日以前31~45日)	72円
ターミナルケア加算(死亡日以前4~30日)	160円
ターミナルケア加算(死亡日の前日および前々日)	910円
ターミナルケア加算(死亡日当日)	1,900円
回復の見込みのない方にターミナルケアを行った場合	
訪問看護指示加算	300円
指定訪問看護ステーションに対して、入所者の同意を得て訪問看護指示書を交付した場合(1回を限度)	
新興感染症等施設療養費	240円
入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合(1ヶ月に1回5日を限度)	

加算利用料(課税)	
個室料(税込)	
一般個室	1,100円
特室(キッチン、洗面台、トイレ、ユニットバス、応接セット付)	2,200円
電気使用料(税込)	
テレビ、電気毛布、携帯電話充電機等	55円/品目
テレビレンタル料(税込)	55円
洗濯代(税込)※業者洗濯	550円/回

保険外費用利用者負担分(非課税)	
日用品費	200円/日
《日用品に含まれるもの》	
・ティッシュペーパー	・おしぼり
・ペーパータオル	・ハンドソープ
・タオル、バスタオル	
・シャンプー、ボディソープ	等